# 早急に取り組むべき課題への対応状況

- ○簡易宿所営業における客室面積基準の見直し(旅館業法施行令の一部改正)
  - ・簡易宿所営業の客室延床面積の基準について、33 ㎡以上としていたところ、宿泊者の数を 10 人未満とする場合には、3.3 ㎡×宿泊者の数以上とするよう緩和した。
  - ・3月30日公布、4月1日施行
- ○簡易宿所営業における玄関帳場に関する通知の見直し
  - ・宿泊者の数を 10 人未満とする場合には、宿泊者の本人確認や緊急時の対応体制など 一定の管理体制が確保されることを条件として、玄関帳場の設置を要しないこととし た。
  - ・また、各自治体に対し、今回の改正の趣旨等を踏まえ、必要に応じて条例の弾力的 運用や改正等を行うことを要請した。
  - ・3月30日改正、4月1日施行
- ○旅館業法Q&Aの改訂(民泊サービスと旅館業法Q&A)
  - ・4月1日に都道府県等に通知するとともに、厚生労働省HPに掲載
- 〇仲介事業者への要請
  - ・厚生労働省・観光庁連名で、海外の民泊仲介サイトの運営事業者に対し、文書により、民泊サービスの適正な実施を図る観点から要請。
- ○都道府県等への周知、情報提供
  - ・4月27日に都道府県等担当者説明会を開催予定

# ○簡易宿所営業の客室面積基準の見直し(旅館業法施行令の一部改正)

# 1 概要

簡易宿所営業の客室の延床面積に係る構造設備の基準について、33 ㎡以上としていたところ、宿泊者の数を 10 人未満とする場合には、3.3 ㎡×宿泊者の数以上とするよう緩和した。

- 2 施行期日 平成 28 年 4 月 1 日
- 3 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

	(方称のか力は以上が力)
改 正 案	現 行
(構造設備の基準)	(構造設備の基準)
第一条 (略)	第一条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 法第三条第二項の規定による簡易宿所営業の	3 法第三条第二項の規定による簡易宿所営業の
施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。	施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
ー 客室の延床面積は、三十三平方メートル <u>(</u>	一 客室の延床面積は、三十三平方メートル以
法第三条第一項の許可の申請に当たつて宿泊	上であること。
者の数を十人未満とする場合には、三・三平	
<u>方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面</u>	
<u>積)</u> 以上であること。	
二~七 (略)	二~七 (略)
4 (略)	4 (略)

生食発0330第5号 平成28年3月30日

各 都道府県知事 政 令 市 市 長 | 殿 特 別 区 区 長

> 厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部長 (公印省略)

旅館業法施行令の一部を改正する政令の施行等について

本日公布された旅館業法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第98号。以下「改正令」という。)により、旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「令」という。)が改正され、平成28年4月1日から施行されることとなったところである。その改正の趣旨、内容等は下記第1のとおりである。

また、これに関連して、下記第2のとおり旅館業における衛生等管理要領(「公衆浴場における衛生等管理要領等について」(平成12年12月15日付け生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知)の一部を改正するとともに、これらの改正に関し、下記第3により運用上の留意事項等を示したので、これらの内容について十分御了知の上、貴管下営業者に対する周知徹底及び指導等について、遺漏なきよう適切な対応を願いたい。

記

### 第1 旅館業法施行令の一部改正について

1 改正の趣旨

住宅(戸建住宅、共同住宅等)の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民泊サービス」(以下「民泊サービス」という。)については、様々なニーズに応えつつ、宿泊者の安全性の確保、近隣住民とのトラブル防止などが適切に図られるよう、適切なルールづくりが求められている。

その一方、民泊サービスを反復継続して宿泊料とみなすことができる対価を得て行う場合、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)に基づく許可が必要であるにもかかわらず、許可を得ずに実施されるものが広がっており、これに早急に対応することが求められている。

こうした状況を踏まえ、令第1条第3項に規定する客室の延床面積の基準を 衛生水準の確保が可能な範囲において緩和することにより、簡易宿所の枠組み を活用して法に基づく許可取得の促進を図るものである。

### 2 改正の内容

令第1条第3項に規定する簡易宿所営業の施設の構造設備基準のうち、同項

第1号に規定する客室の延床面積について、「33平方メートル以上であること」を、「33平方メートル(法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積)以上であること」に改める。

第2 旅館業における衛生等管理要領の一部改正について

旅館業における衛生等管理要領(以下「要領」という。)に関して、上記第1の改正令と同様に、民泊サービスについて、簡易宿所の枠組みを活用して法に基づく許可取得の促進を図る観点から、別紙1新旧対照表のとおり改正し、平成28年4月1日から施行する。

### 第3 運用上の留意事項等について

- 1 法第2条第4項においては、「簡易宿所営業」の施設について、「宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設」と定義されており、また、多数人とは、2人以上をいうものである旨これまでも示しているところであるが、今回の改正に伴い、この解釈を変更するものではないこと。すなわち、1 施設で2人以上の宿泊が可能なものであること。
- 2 簡易宿所営業の営業許可の申請手続については旅館業法施行規則(昭和23年 厚生省令第28号)第1条に規定しているところであるが、申請に当たり、申請 者に対し、同条第1項第5号の規定(営業施設の構造設備の概要)に基づき、 施設に同時に宿泊する者の最大の数についても記載させること。

また、客室の延床面積を33平方メートル未満とし、かつ、宿泊者の数を10人未満とした申請に対する営業許可に当たっては、法第3条第6項の規定に基づき、客室における宿泊者1人当たりの床面積を3.3平方メートル以上とすることを営業を行う条件として附すこと。当該条件を附すことにより、当該条件を満たさなくなった場合、法第8条の「この法律に基づく処分に違反したとき」として、営業許可の取消し又は営業の停止の対象となるものであること。

3 都道府県(保健所を設置する市及び特別区を含む。以下「都道府県等」という。) においては、令第1条第3項第7号の規定に基づく簡易宿所営業の施設の構造 設備の基準、法第4条第2項の規定に基づく衛生措置の基準等を定める条例の 規定について、今回の改正の趣旨や、今回の改正により簡易宿所営業として営 業することが可能となる小規模な施設の特性を踏まえ点検し、必要に応じて条 例の弾力運用や改正等を行っていただくようお願いする。

なお、改正令及び要領の一部改正の施行日を平成28年4月1日としているところであるが、これは、都道府県等における必要な条例改正等を施行日前に行うことまでを求めるものではないこと。ただし、可能な限り早期に条例改正等の必要な対応を行っていただくようお願いする。

4 特に、上記第2(別紙1新旧対照表)のとおり、玄関帳場等の設置について、 宿泊者の数を10人未満として申請がなされた施設であって、要領のⅡの第2の 3(1)及び(2)に掲げる要件を満たしているときは、玄関帳場等の設備を 設けることは要しないこととするところ、改正の趣旨を踏まえ、簡易宿所営業 における玄関帳場等の設置について条例で規定している都道府県等においては、 実態に応じた弾力的な運用や条例の改正等の必要な対応につき、特段の御配慮 をお願いする。

なお、この場合における当該要件の具体的な内容については、「旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成24年4月1日付け健発0401第1号厚生労働省健康局長通知)の第2の4及び5に示した例などを参考としつつ、使用する施設の構造や管理体制等を踏まえ判断願いたい。

- 5 法の遵守の徹底については、これまでも「旅館業法の遵守の徹底について」(平成27年11月27日付け生食衛発1127第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知。以下「平成27年11月27日付け通知」という。)等により要請しているところである。法に基づく許可取得を促進するため、今回の改正内容のみならず、今回の改正を踏まえて、自宅の一部やマンションの空き室などを活用する場合においても、反復継続して宿泊料とみなすことができる対価を得て人を宿泊させるサービスを提供する場合には、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業として実施される場合を除き、法に基づく許可を取得することが必要である旨、併せて周知するとともに、事業者への指導徹底を図っていただくようお願いする。
- 6 平成27年11月27日付け通知において、法に基づく許可に当たり、管理規約等を踏まえた適正な使用権原の有無等についても留意した対応を要請したところである。民泊サービスで特に懸念される近隣住民等とのトラブルを防止する観点から、法に基づく許可に当たっては、関係法令だけでなく、賃貸借契約、管理規約(共同住宅の場合)に反していないことの確認に努めていただくようお願いする。
- 7 国内におけるテロ行為等の不法行為を未然に防止するためにも、不特定多数の者が利用する旅館等における安全確保のための体制整備は非常に重要であるが、今回の改正を踏まえ、警察庁から改めて別紙2のとおり依頼があった。宿泊者名簿の必要事項の記載の徹底については、これまでも繰り返し周知の徹底、指導をお願いしてきたところであるが、今回の改正により、小規模な施設が簡易宿所営業として営業することが可能となることから、営業者に対し、「旅館等における宿泊者名簿への記載等の徹底について」(平成26年12月19日付け健衛発1219第2号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)に示す営業者が実施すべき措置の内容につき、改めて周知及び指導等の徹底をお願いする。

# 旅館業における衛生等管理要領 新旧対照表

現 行	旅館業における衛生等管理要領	平成12年12月5日 生衛発1,811号 各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区長宛 厚生省生活衛生局長通知 「公衆裕場における衛生等管理要領等について」別添3 平成15年2月14日 健発第0214004号 一部改正	(婦) I	<ul> <li>1 施設設備</li> <li>第1 (略)</li> <li>第2 備易宿所営業の施設設備の基準</li> <li>1 客室は、次の要件を満たす構造設備であること。</li> <li>(1) 客室の延床面積は、33㎡以上であること。</li> <li>(2) 客室の幅員は、2 m以上を有すること。</li> <li>(3) (略)</li> <li>(4) 1 客室の床面積は、おおむね4.8㎡以上であること (7 ㎡以上が望ましいこと。)。</li> <li>(5) ~(12) (略)</li> <li>2 (略)</li> <li>3 適当な規模の玄関、玄関帳場又はフロント及びこれに類する設備を設けること。その他「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の11(玄関帳場又はフロント)に準じて設けること。</li> </ul>
改 正 後	旅館業における衛生等管理要領	平成12年12月5日 生衛発1,811号 各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区長宛 厚生省生活衛生局長通知 「公衆裕場における衛生等管理要領等について」別添3 平成15年2月14日 健発第0214004号 一部改正 平成28年3月30日 生食発0330第5号 一部改正	[	<ul> <li>第 1 (略)</li> <li>第 2 簡易宿所営業の施設設備の基準</li> <li>1 客室は、次の要件を満たす構造設備であること。</li> <li>(1) 客室の延床面積は、33㎡(旅館業法第3条第1項の許可の申請に当たって宿前り上であること。</li> <li>(2) 客室の幅員は、2 m以上を有することが望ましいこと。</li> <li>(3) (略)</li> <li>(4) 1 客室の床面積は、おおむね4.8㎡以上であること (7 ㎡以上が望ましいこと。) ただし、宿泊者の数を10人未満として申請がなされた施設は除く。</li> <li>(5)~(12) (略)</li> <li>2 (略)</li> <li>3 適当な規模の玄関、玄関帳場又はフロント及びこれに類する設備を設けることが望ましいこと。その他「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の11 ( 左関帳場又はフロント) に準じで設けることが望ましいこと。その他「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の11 ( 立関帳場又はフロント) に準じて設けることが望ましいこと。ただし、宿泊者の数を10人未満として申請がなされた施設であって、次の各号のいずれにも該当するときは、これらの設備を設けることが望ましいこと。</li> <li>(1) 玄関帳場案に代替する機能を育けることは要しないこと。</li> <li>(1) 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他華良の風俗の保持が整備を図るための措置が講じられていること。</li> <li>(2) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備メカでいること。</li> </ul>

4~11 (略) 第3・第4 (略)	4~11 (略)       第3・第4 (略)
<ul> <li>1 施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準</li> <li>1 ~ 6 (略)</li> <li>7 1 客室に宿泊させる宿泊者の数は、次に定める床面積の割合により計算した数を超えないようにすること。</li> <li>(1)・(2) (略)</li> <li>(3) 簡易宿所営業(宿泊者の数を10人未満として申請がなされた施設の場合)については、3.3㎡以上につき1人とすること。</li> <li>簡易宿所営業(宿泊者の数を10人以上として申請がなされた施設の場合)については、3.3㎡以上につき1人とすること。</li> </ul>	<ul> <li>Ⅲ 施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準</li> <li>1~6 (略)</li> <li>7 1 客室に宿泊させる宿泊者の数は、次に定める床面積の割合により計算した数を超えないようにすること。</li> <li>(1)・(2) (略)</li> <li>(3) 簡易宿所営業については、寝台のないところの場合は、2.5㎡以上(3.3㎡以上が望ましいこと。)につき1人、寝台を有する場合は、3.0㎡以上につき1人、階層式寝台を有する場合は、おおむね4.5㎡以上につき1人(寝台2層で1人とみなまた)とか。</li> </ul>
いては、複台のないところの場合は、2.5m以上 (3.3m以上が望ましいこと。) につき 1 人、複台を有する場合は、3.0m以上につき 1 人、階層式複台を有する 場合は、3.0m以上につき 1 人、階層式複台を有する 場合は、3.0m以上につき 1 人(複合 2 層で 1 人とみなす。)とすること。 (4)・(5) (略) 8~36 (略) 37 簡易宿所営業のうち、宿泊者の数を10人未満として申請がなされた施設の場合については、公衆衛生上支障がないと認められる範囲で、この基準の一部を緩和し、若しくは適用しないことができるものとする。	す。) とすること。 (4)・(5) (略) 8~36 (略) (新設)
$IV \sim VI$	(知) IIA~AI

# 民泊サービスと旅館業法に関するQ&A

- Q1 旅館業とはどのようなものですか。
- A 1 旅館業とは「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」と定義されており、「宿泊」 とは「寝具を使用して施設を利用すること」とされています。そのため、「宿泊 料」(Q 9参照)を徴収しない場合は旅館業法の適用は受けません。

なお、旅館業がアパート等の貸室業と違う点は、①施設の管理・経営形態を総体的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあると社会通念上認められること、②施設を利用する宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないこととなります。

- Q2 旅館業の許可には、どういった種類のものがありますか。
- A2 旅館業法では、旅館業を次の4つに分類しています。
  - ①ホテル営業:洋式の構造及び設備を主とする施設で人を宿泊させる営業
  - ②旅館営業:和式の構造及び設備を主とする施設で人を宿泊させる営業
  - ③簡易宿所営業:宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設で人を宿泊させる営業
  - ④下宿営業:施設を設け、1月以上の期間を単位として人を宿泊させる営業
- Q3 「民泊サービス」とは、どのようなものですか。
- A3 法令上の定めはありませんが、住宅(戸建住宅、共同住宅等)の全部又は一部 を活用して宿泊サービスを提供することを指して、「民泊サービス」ということ が一般的です。
- Q4 個人が自宅の一部を利用して人を宿泊させる場合は、旅館業法上の許可が必要ですか。
- A 4 個人が自宅や空き家の一部を利用して行う場合(民泊サービス)であっても、「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」に当たる場合(Q 1参照)には、旅館業法上の許可が必要です。
- Q5 知人·友人を宿泊させる場合でも旅館業法上の許可は必要ですか。
- A 5 旅館業に該当する「営業」とは、「社会性をもって継続反復されているもの」となります。ここでいう「社会性をもって」とは、社会通念上、個人生活上の行為として行われる範囲を超える行為として行われるものであり、一般的には、知人・友人を宿泊させる場合は、「社会性をもって」には当たらず、旅館業法上の許可は不要と考えられます。

- Q6 インターネットを介して知り合った外国の方が来日した際に、自宅の空き部屋 に泊まってもらいました。その際、お礼としてお金をもらいましたが、問題ない でしょうか。
- A 6 日頃から交友関係にある外国の方を泊められる場合は、Q 5 の場合と同様と考えられます。ただし、インターネットサイト等を利用して、広く宿泊者の募集を行い、繰り返し人を宿泊させ得る状態にある場合は、「社会性をもって継続反復されているもの」に当たるため、宿泊料と見なされるものを受け取る場合は、旅館業の許可を受ける必要があります。
- Q7 営利を目的としてではなく、人とのコミュニケーションなど交流を目的として 宿泊させる場合でも、旅館業法上の許可は必要ですか。
- A7 人とのコミュニケーションなど交流を目的とすることだけでは旅館業法の対象外とならないため、「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」に当たる場合(Q 1参照)には、旅館業法上の許可が必要です。
- Q8 土日のみに限定して宿泊サービスを提供する場合であっても、旅館業法上の許可は必要ですか。
- A8 日数や曜日をあらかじめ限定した場合であっても、宿泊料を受けて人を宿泊させる行為が反復継続して行われ得る状態にある場合は、旅館業法上の許可が必要です。
- Q9 「宿泊料」ではなく、例えば「体験料」など別の名目で料金を徴収すれば旅館 業法上の許可は不要ですか。
- A9 「宿泊料」とは、名目だけではなく、実質的に寝具や部屋の使用料とみなされる、休憩料、寝具賃貸料、寝具等のクリーニング代、光熱水道費、室内清掃費などが含まれます。このため、これらの費用を徴収して人を宿泊させる営業を行う場合には、旅館業法上の許可が必要です。
- Q10 旅館業法上の許可を受けないで、「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」を行った場合はどうなりますか。
- A10 旅館業法第10条では、許可を受けないで旅館業を経営した者は、6月以下の 懲役又は3万円以下の罰金に処することとされています。
- Q11 旅館業法上の許可を受けるにはどうすればいいですか。

- A11 使用する予定の施設の所在する都道府県(保健所を設置する市、特別区を含む。) で申請の受付や事前相談等を行っています。
- Q12 平成28年4月から規制緩和が行われ、「民泊サービス」の営業ができるように なると聞きましたが、どのような緩和が行われたのでしょうか。許可を受けずに できるということでしょうか。
- A12 「民泊サービス」の場合であっても、「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」 に当たる場合(Q1参照)には、旅館業法上の許可が必要です(Q4参照)。

なお、今回の規制緩和により、簡易宿所営業の許可要件である客室延床面積(33 m以上)の基準を改正し、一度に宿泊させる宿泊者数が 10 人未満の施設の場合には、宿泊者 1 人当たり面積 3.3 mに宿泊者数を乗じた面積以上で許可を受けられることとしました。これにより、従来より容易に旅館業の営業許可を取得することができるようになりました。

また、一度に宿泊させる宿泊者数が10人未満の小規模な施設により簡易宿所 営業の許可を取得する場合は、玄関帳場等(いわゆるフロント)の設置を要しな い旨の通知改正を行いました。

なお、営業許可の申請手続については、都道府県等の旅館業法担当窓口にご相談下さい。(Q11 参照)

- Q13 平成28年4月の規制緩和で、「民泊サービス」についてはフロント(玄関帳場) の設置義務がなくなったと聞きましたが、一部の自治体では、条例でフロント(玄関帳場)の設置が義務付けられているとも聞きました。どちらが正しいのでしょうか。
- A13 簡易宿所の許可要件として、自治体の条例でフロント(玄関帳場)の設置を求めている場合があります。厚生労働省では、A12のとおり通知改正を行い、一度に宿泊させる宿泊者数が10人未満の小規模な施設の場合は、玄関帳場等の設置を要しないこととし、自治体に対しては、必要に応じ条例の弾力的な運用や改正の検討を要請しています。具体的な取扱いについては、各都道府県等の旅館業法担当窓口にご確認下さい。
- Q14 「民泊サービス」の営業許可を受けようとする場合は、自己所有の建物でなければならないのでしょうか。賃貸物件を転貸(いわゆる又貸し)することはできるのでしょうか。
- A14 「民泊サービス」の営業許可を受けようとする場合、ご自身の所有する建物を 使用する場合と他者から建物を借り受けて実施する場合が考えられますが、いず れの場合でも営業許可を受けることは可能です。

ただし、他者から建物を借り受けて営業を行う場合は、賃貸借契約において、 転貸(又貸し)が禁止されていないことや、旅館業(「民泊サービス」を含む。) に使用することが可能となっていることを貸主や賃貸住宅の管理会社に確認い ただく必要があります。

なお、賃貸借契約において、旅館業(「民泊サービス」を含む。)としての使用が可能な場合であっても、使用予定の建物が所在する地域において旅館業の立地が禁止されている場合があります。また、建築基準法の用途変更の建築確認の手続きが必要となる場合があります。詳しくは、都道府県等の建築基準法担当窓口にご相談下さい。

- Q15 分譲マンションを所有しているのですが、空いている部屋を使って簡易宿所の 許可を受けて、「民泊サービス」を実施することは可能でしょうか。
- A15 分譲マンションの場合、通常はマンションの管理規約等で用途を制限しておりますので、管理規約等を確認いただく必要があります。

また、トラブル防止の観点から事前に管理組合に相談されるなどの対応が望まれます。

なお、管理規約上は、旅館業(「民泊サービス」を含む。)としての使用が可能 な場合であっても、使用予定の建物が所在する地域において旅館業の立地が禁止 されている場合があります。また、建築基準法の用途変更の建築確認の手続きが 必要となる場合があります。詳しくは、都道府県等の建築基準法担当窓口にご相 談下さい。

- Q16 「イベント民泊」というものがあると聞きましたが、どのようなものですか。
- A16 いわゆる「イベント民泊」とは、年1回(2~3日程度)のイベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、イベント開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いものについては、旅館業法の営業許可を受けずに宿泊サービスが提供できることを指します。

なお、イベント民泊については、「イベント民泊ガイドライン」を作成していますので、詳しくはそちらをご覧下さい。

厚生労働省HP掲載場所: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111008.html

### 民泊仲介サイト運営事業者宛て

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課 国土交通省観光庁観光産業課

いわゆる「民泊サービス」の取扱いについて(要請)

住宅(戸建住宅、共同住宅等)の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供する「民泊サービス」については、日本国内においては、これを反復継続して有償で行う場合には、国家戦略特区制度に基づき行われるものを除き、旅館業法の許可が必要となります。また、このたび、旅館業法の許可を取得しやすくするため、旅館業法に基づく許可類型のひとつである簡易宿所営業の許可基準のうち、客室面積基準について、宿泊者数が10人未満の場合については、現行の33㎡以上から宿泊者数に応じた面積基準(3.3㎡×宿泊者数以上)に改正し、33㎡未満の物件についても、その規模に応じて旅館業法の許可を取得することを可能としました。また、宿泊者数が10人未満の場合であって、一定の管理体制が確保される場合には、玄関帳場の設置を要しないこととする通知改正を行いました。(平成28年4月1日施行)

これらを踏まえ、民泊サービスを適正に行っていただく観点から、下記の点について、 ご対応いただけるようご検討いただき、その結果について、ご報告いただけますよう、 よろしくお願いいたします。

記

- 民泊サービスを反復継続して有償で行う場合には、原則として、旅館業法の許可が 必要である旨を、登録サイト等において周知すること。
- 〇 簡易宿所営業の許可基準のひとつである客室面積基準が、宿泊者数が10人未満の場合には、3.3㎡×宿泊者数以上に緩和され、33㎡未満の物件についても旅館業法の許可取得が可能となったことを踏まえ、登録ホストや登録しようとする者に対し、登録サイト等において周知し、許可取得について呼びかけること。
- 賃貸借契約やマンション管理規約において、民泊サービスが禁止されている物件が 貸出物件として、仲介サイトに登録されることのないよう、ホストが登録する際には、 賃貸借契約やマンション管理規約に反していないことを確認すべきことについて、登 録サイト等において、注意喚起を徹底すること。
- 警察から、その職務上、仲介サイトに登録しているホスト・ゲストに関する情報提供の依頼があった場合には、当該職務の目的に必要な範囲で協力すること。
- (注) なお、「民泊サービス」のあり方については、今後、引き続き、現行制度の枠組みにとらわれ ない検討を行い、その結果を踏まえ、必要な法整備に取り組む方針であることを念のため申し 添えます。
- (注) 英語訳版、中国語訳版を作成の上、送付。